

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市教育委員会教育長から令和3年度定期監査（第3回財務監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和5年8月30日

千歳市監査委員 澤田 徹

千歳市監査委員 山口 康弘

課	指摘事項	講じた措置
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 千歳市就学援助事務取扱要綱において、就学援助費の認定申請の結果については、申請者と学校長に同一様式の通知書を送付するよう定められているが、学校長には違う様式で送付されており、要綱と整合しない運用となっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 実務に沿った取扱いとなるよう令和5年3月に千歳市就学援助事務取扱要綱を改正した。

(担当：教育委員会教育部企画総務課)